

# 平成20年塩尻市議会12月定例会

## 福祉教育委員会会議録

日 時 平成20年12月16日(火) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

### 審査事項

議案第11号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費4項都市計画費2目公園管理費、10款教育費について

議案第12号 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第18号 塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議会第3号 安心の介護サービスの確保を求める意見書

### 出席委員・議員

委員長	丸山	寿子	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	中野	長勲	君	委員	金子	勝寿	君
委員	石井	新吾	君	委員	青柳	充茂	君
委員	柴田	博	君	委員	古厩	圭吾	君

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した理事者・職員

省略

### 議会事務局職員

事務局次長	中島	誠	君	庶務係長	中野	知栄	君
-------	----	---	---	------	----	----	---

午前10時00分 開会

**委員長** おはようございます。ただ今から、平成20年度12月定例会福祉教育委員会を開会いたします。議会改革の一環として、開かれた議会ということで1日1委員会となりまして、委員会の原則公開と部ごとの審査ということが9月の議会からはじまりました。そのため、進行につきましては、まだ慣れない部分もありますが、ぜひ、御協力をよろしく願います。12月につきましては、補正予算が主なもので、予算決

算のときとは審議の内容と分量も大変違いますけれども、当委員会は市民の生活に直結した部分ですので、慎重審査をよろしく願い申し上げます。本日の委員会ですが、石井委員より、若干、遅刻するとの連絡がありましたのでよろしく願いいたします。審議に入ります前に、理事者からあいさつがありましたらお願いいたします。

### 理事者あいさつ

**副市長** おはようございます。大変お寒いところ、また、年末で御多忙のところ、福祉教育委員会を開催いただきましてありがとうございます。当委員会には、条例案件1件、それから、予算案件2件がございますけれども、それぞれ、課長等から詳細な説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。簡単ですけれども開会にあたりましてのあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

**委員長** 当委員会に付託されました議案は、別紙、委員会付託案件表のとおりです。それでは、本日の日程につきまして、副委員長から申し上げます。

**副委員長** おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。本日、午後4時からS I Pにて、信州大学の不破教授より見守りシステムについての説明を受けますのでよろしくお願いいたします。また、午後5時45分から午後7時半まで、引き続き懇親会を行いますのでよろしくお願いいたします。なお、集合時間ですけれども、セキュリティの関係で、議員は午後3時45分に正面玄関のところに集合をお願いいたします。以上です。

**委員長** 当委員会の審査は、福祉事業部、こども教育部、生涯学習部の順に行います。なお、今回の進め方ですが、議案11号、12号、18号の審査の採択がすべて終了したあと、議会第3号について、また続けて、陳情の3件についてを審査いたしますのでよろしくお願いいたします。

ただ今から、議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。進行への御協力をよろしくお願いいたします。

**議案第11号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出3款民生費（1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費4項都市計画費2目公園管理費、10款教育費**

**委員長** 議案第11号平成20年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）中 歳出3款民生費（1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費4項都市計画費2目公園管理費、10款教育費を議題とし、福祉事業部に関係する部分の審査を行います。説明を求めます。

**福祉課長** 議案第11号一般会計の補正予算をお願いいたします。では、各課の説明に入ります前に、補正予算全体を通しまして歳出に係る人件費および燃料費につきまして、一括、御説明申し上げます。まず、人件費でございますが、一番最後の65ページに一般会計の給与費明細書をお示ししてございます。本年度の人事

院勧告におきましては、級全般に改定はございませんでした。今回は、今年度中の人事異動に伴い、職員給与費、嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものでございます。

また、燃料費につきましては、4月の暫定税率執行時を除き、11月まで購入価格が予算単価を上回っております。現在は予算単価を下回っておりますが、今までの実績と今後の見込みを勘案いたしまして、今回の補正をお願いするものでございます。以上2点の補正理由につきましては、各該当科目とも共通しておりますので、担当課等の説明の中では省略させていただきますのでよろしくお願いたします。

それでは、民生費に入りますが、25、26ページから願いたします。26ページの丸の1つ目、障害者福祉事業でございます。黒ぼつ、障害者自立支援対策特別対策事業補助金71万2,000円の増。これは、県の障害者自立支援対策臨時特例基金というものがございまして、平成20年度限りの事業でございますが、ケアホームの重度障害者支援対策強化事業ということを実施することになりまして、そのため、障害程度区分4以上の障害者を受け入れているケアホームに対しまして助成を行うものでございます。市内に3施設ございまして、3人が該当いたします。該当するところは、めだかの家、こぶなの家、ほたるの家というケアホームでございます。これは、補助率が10分の10でございまして、歳入にも、この額が補正されてございます。

その下の丸、障害者にやさしいまちづくり事業、手話通訳者報酬でございます。19万円の増でございますが、4月から福祉課の手話通訳者が交代いたしました。今までの方は近くの方だったものですから、通勤手当等がいりませんでした。松本市からの方になりまして、通勤手当等の増となったために補正増をお願いするものでございます。以上です。

**長寿課長** 続きまして、一番下の行の5目、介護保険事務費でございますが、説明欄一番下の白丸黒ぼつの介護保険事業特別会計繰出金358万4,000円でございますが、特別会計といたしましての総務費、地域支援事業、サービス事業費等を一般会計から繰り出すものでございまして、後ほど特別会計で御説明させていただきます。以上でございます。

**福祉課長** 27、28ページを願いたします。児童手当扶助費の関係で、一番下の丸になりますけれども、前年度の児童手当の関係で返還金が生じております。これは、平成19年度の児童手当扶助費の確定による精算でございまして、今回、概算交付額との差額を今回支払うものでございます。以下の福祉事業部の補正予算につきましては、31、32ページの生活保護費までございますが、あと、人件費と燃料費でございますので説明を略させていただきます。以上でございます。

**委員長** それでは、説明を受けましたが、委員より質問がありましたら願いたします。

**中野長勲委員** 26ページの一番先の障害者福祉事業の中で、今、3人ということを知ったのですが、この3人は最初からですか。最初から入っていれば当初予算で組んだほうが良いのではないかと思います。そのへんはどうでしょうか。

**福祉課長** 詳細は係長から説明させます。

**障害福祉係長** 入居していたのは、年度当初から入居していたのですけれども、この事業の確定が、今年度になってから県から指示がありまして、平成20年度限りの事業ということで事業がはじまるという説明がありまして、それで、この12月に補正を出させていただきました。

**中野長勲委員** 3人ということが年度はじめからわかっていたら、当初予算で組んでいくというのが県の方

針ではないかと思うのだけれど、事業確定ということで理解しました。今後は、こういった当初からわかっているものは当初予算で組んで、しっかりした事業計画を立てていただければ良いかということは思います。その点はどうでしょうか。できないことですか。

**福祉課長** 役所に通知がきましたのが5月でございましたので、今後出来るかぎり情報をつかみまして、当初のほうに組むようにいたします。

**副市長** だけれど、無理な話では。5月なので。決まってからでない。

**福祉課長** 今回は5月に通知がきたものですから。では、なるべく早く補正ということで出させていただきます。

**柴田博委員** 26ページの老人福祉費などについては、先ほどは説明がなかったと思うのだけれど、そのへんは良いのですか。

**長寿課長** 説明を落としましたけれども、人件費の関係でございまして、省略をさせていただいたものでございますのでお願いいたします。

**柴田博委員** 例えば今の老人福祉費のところでは、細かい資料では人権費のところも燃料費のところも丸が付いてなくて、26ページと入っていますね。基幹型在宅介護支援センターの関係とか、そのへんは説明してもらった方が良いと思うのですけれども。

**長寿課長** 在宅介護支援センター運営事業につきましては、上から3つが人件費でございまして、その下が燃料費でございます。それから、塩尻市社会福祉協議会負担金の971万2,000円の減額につきましても、社会福祉協議会からの派遣職員の派遣が元に戻ったということで、人件費分の負担金を減額したものでございますのでお願いいたします。

**委員長** 私から1点お願いいたします。26ページの障害者にやさしいまちづくり事業ですが、担当する人が交代で、これは通勤に関するものということですが、業務の内容自体は今までと全く同じ。時間帯ですとか、そういったことも。あと、待遇や立場も変わらないわけでしょうか。そのへんを教えていただきたい。

**福祉課長** 業務内容等は、この方は手話通訳者といいますが、手話通訳士でございまして、なかなか難しいようですが、業務内容は手話通訳と、窓口も相談業務等にも見えますので、それもやっていただいております。嘱託というのではなく委嘱ということでございまして、その業務に対する委嘱をしているわけですが、勤務時間等は今までと変わりございません。

**委員長** なかなか、その人材を確保するのも難しいというような状況もあるかと思うのですけれども、市内の状況はどんなふうでしょうか。

**福祉課長** 市内で手話通訳をやっていらっしゃる方の状況につきましては、係長から説明をいたします。

**障害福祉係長** 今回は、前の手話通訳者から続けられないという申し出があったときに、市内の派遣通訳者の会に推薦の依頼をしたわけなのですけれども、なかなか、常勤で勤務をしていただく手話通訳者がいないというような中で、松本在住の方まで広げて、今回、お願いをして、来ていただいたというような状況であります。今、社会福祉協議会などに委託をしまして、手話通訳者の養成講座などをやってはいるのですけれども、今後、底辺の拡大という意味で、派遣の登録をしていただく中で理解を深めていただいて、市内から手話通訳者が設置出来るようなかたちで進めていかなければならないと感じております。

**委員長** 市の行事等の通訳だけではなくて、やはり、障害者の日常生活も大変大切な部分ですので、今もお話がありましたが、ぜひ、拡大の方向に市でも協力をさせていただきたいというふうをお願いをしておきます。

ほかに御質問はありますか。それでは、ないようですので、議案11号につきましては、福祉事業部に関係する部分の審査を終了いたします。なお、討論および採決は、すべての審査終了後に一括して行います。次に進みます。

### **議案第12号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について**

**委員長** 議案第12号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、を議題といたします。説明を求めます。

**長寿課長** それでは、議案第12号の綴りをお願いいたします。平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)でございます。第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、762万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、42億2,445万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。なお、特別会計といたしまして、人件費につきましても御説明させていただきたいと思っております。それでは、13ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費でございます。説明欄、白丸の介護保険事務諸経費487万5,000円でございますが、平成21年4月からの介護認定項目の変更に伴いますシステム修正委託料とパソコン使用料でございます。

次の2項、介護認定審査会費でございますが、嘱託員報酬につきましては、認定調査員報酬5人分に係るものでございます。

次の3款地域支援事業費でございますが、説明欄、白丸の包括的支援事業488万3,000円は、一般職員6人分と、一番下に嘱託員とございますが、3人分にかかる補正でございます。

次の7款介護サービス事業費でございますが、これは、介護予防支援計画を作成するための費用でございます。事業者としての直営事業と、一部、委託をしている事業費でございますが、説明欄、白丸の居宅介護サービス事務費につきましては194万2,000円の減額でございますが、介護支援専門員の報酬と社会保険料を減額するものでございます。嘱託員として1名の増員を予定したものでございますが、採用に至らなかったために159万5,000円、29万9,000円を減額いたしまして、その下に臨時職員賃金1人分80万7,000円を新たに追加するものでございます。

次に、以上の歳出補正に財源充当いたします歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。1款保険料でございますが、1目の第1号被保険者保険料は、65歳以上の被保険者にかかる保険料でございます。現年度分保険料といたしまして、説明欄にございますが93万円でございます。13ページにございました地域支援事業費の補正が488万3,000円でございますが、これに対します法定負担分19パーセントでございます。

次の、3款国庫支出金につきましては、ただ今の地域支援事業費488万3,000円の法定負担分40.5パーセントでございます。

その次の、5款県支出金につきましても、やはり同額に対します法定負担分20.25パーセントのもので

ございます。

次の、6款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、補正額の欄の259万6,000円と、次のページにも、6款一般会計繰入金がございまして、98万8,000円がございまして、その合計が358万4,000円でございますが、先ほど、一般会計の補正の358万4,000円の繰入金と同額のものでございます。

説明欄の下から3段目の黒ぼつ、職員給与費等繰入金につきましては、ただ今、歳出の総務費中の嘱託員報酬を26万4,000円減額をしておりますが、同額を減額するものでございます。

次に、事務費繰入金でございますが、480万2,000円は歳出でございますが、総務費の、今の上記の26万4,000円の減額を除いた部分のもので、494万7,000円と、飛んで申し訳ないのですが、11ページの説明欄の2つ目の黒ぼつに、交通事故等賠償金14万5,000円でございますが、それを引いた額が480万2,000円の補正のものでございます。

9ページに戻っていただきますが、一番下の黒ぼつ、介護サービス事業繰入金につきましては、歳出の介護サービス事業費194万2,000円が減額でございましたが、同額を減額するものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。6款繰入金、1項の一般会計繰入金、同じ、款項でございますが、説明欄の一番上の地域支援包括的支援事業および任意事業繰入金につきましては、先ほど、地域支援事業488万3,000円がございましたが、市の法定負担分といたしましての20.25パーセントのものでございます。

次に、8款の諸収入でございますが、説明欄、交通事故等賠償金14万5,000円でございますが、交通事故に伴う賠償金を受け入れるものでございます。事故の内容といたしましては物損事故でございまして、当方につきましては、長寿課認定調査員、相手方は上伊那郡宮田村の20歳代の女性でございます。過失割合につきましては、当方、市でございますが0パーセント、相手方が100パーセントでございまして、賠償金につきましては、当方の車両修繕料の14万5,393円でございます。その分の賠償金でございます。事故の発生日は平成20年9月17日でございます。発生場所は宗賀の駅西に八十二銀行の塩尻西支店がございまして、その近くの信号機があるT字交差点で当方の車両が信号待ちをしているところに、同じく信号待ちをしていました相手方の車がバックをしてきたということの状況の中でぶつけられたものでございます。以上、歳入でございます。

次に4ページを御覧いただきたいと思っております。第2表、債務負担行為補正でございますが、事項にございましてパソコン等借上の介護認定システムでございまして、パソコン2台とスキャナーを1台でございますが、それにつきまして限度額119万4,000円を追加するものでございます。期間につきましては、平成21年度から25年度まででございますが、平成21年4月から26年1月までの58カ月分でございます。2カ月分につきましては、先ほど、歳出でパソコンの使用料にございましたが、4万2,000円といたしまして補正をございまして、残り5年分の58カ月分ということでの追加補正でございます。以上でございます。

**委員長** ただ今、説明を受けましたが、委員より質問がありましたらお願いいたします。

**柴田博委員** 13ページの一番上のシステム修正委託料ですが、来年の4月からの変更に伴うものということなのですが、その変更の中味、項目の変更の中味等、もしわかったら説明をしていただきたいと思っております。

**長寿課長** この概要でございますが、全国统一した認定がされるということが基本原則とされておりますが、介護認定審査の中で全国的なばらつきがあるということがございまして、その原因を把握して解消することを目的として要介護認定適正化事業として国で取り組んでいるものでございまして、その中の概要といたしましては、調査項目の変更の内容につきましては、現在の82項目を74項目とするというものでございまして、認定項目の中でも群編成、群れの編成といったものが、現在は10群ございます。それを、変更後は5群にしようというものでございまして、10群につきましては、麻痺でありますとか、移動、動作、特別介護でありますとか、意思疎通、問題行動とか、そういった10項目、10群がございまして、それを変更後の5群といたしましては、基本動作と起居動作機能の評価、生活機能の評価、あと3項目は認知機能になりますが、認知機能の評価、社会的行動の評価、社会生活適応に関する評価として実施をするということでの変更でございます。認定項目の中で、説明させていただいても御理解をいただくことは難しいかと思っておりますけれども、そうした中で、認定項目のばらつきを防いでいこうということでございまして、この中では、本年度の取り組みといたしましては、モデル事業を行いまして、本市では、例えば、9月の認定申請のあった方30人につきまして、モデル事業といたしまして、現在の項目と、先ほどの現在の10群におけるものとの認定の結果と、変更に伴う、来年の4月から実施するというのを、両方のシステムで認定をした結果が、モデル事業としてとりおこなわれました。その結果の中では、ばらつきの若干の改善は見られたということで、この要介護適正化事業の中での取り組みといたしましては、より適正化が図られるという方向が出ております。中には、まだ、問題点等もあるということで、そういった課題もありますけれども、今後、この項目の内容で進めていく中で、より改善が図られていくのではないかとこのように思っております。以上、概要でございます。

**柴田博委員** その項目については、国からの指示、姿勢で全部なるのだと思うのですが、今、課長が説明したように、よりよい方向にいくということであれば、やってみて、また国から指示があったら、また直すということで、塩尻市、保険者として勝手に直すわけにはいかないわけですね。

**長寿課長** おっしゃるとおりでございますが、国の定めた方法で進めていくということになりますけれども、そういう中でのばらつき等の発生具合によりましては、より改善されていくものが出てくるのではないかとこのように思います。認定調査の中でも、例えば、広域で行っておりますけれども、そうした実施の結果の中でも、いろいろな意見が出てくるものとは思っておりますのでお願いいたします。

**柴田博委員** 国の意向でそういうことをやるということなので、こういうシステムの修正に伴う費用などは国から一定、出てもおかしくないと思うのだけれど、その辺はどうなのですか。

**長寿課長** 現在、補助は、今回は補正をしておりませんで、3月補正へ増強をしていきたいというふうに考えておりますが、1億数千万円の手当ということで、例えば、今、全国に1,780くらいの市町村がございまして、合併等で常に変わっている状況だと思っておりますが、広域等でやっているという中でものを考えますと、例えば、1,700の保険者があったとしますと、割ってみますと、30数万円というような金額になるような額でございまして、そう多くはございませんけれども、一部、わずかに補助体制が組まれているという状況でございます。まだ明確に示されておきませんので、今後の中で予定をしていきたいと思っております。

**副委員長** 同じく、介護の保険のシステムですけれども、認定されたあと、一人一人、サービス限度額が決まると思うのですが、その限度というのは国で決めるのか市で決めるのか教えてください。

**長寿課長** 国で決められているものでございます。市では、限度額は決められないという状況でございます。

**副委員長** そうしますと、本市で、そのサービス限度額を目一杯利用をされている方が、何パーセントくらいいらっしゃるか、お願いします。

**長寿課長** 限度額以内で、ケアマネージャーさん方がプランを策定しようということで、原則的には進められているものでございますので、限度額以内でのサービスを利用するということになるのですが、中には、利用頻度がどうしても高く必要だというような方がおりまして、今回、私どもで、3パーセントアップがされるといった中で、限度額を超えている人がどのくらいあるかということ、居宅介護支援事業所で調べた結果がございまして、限度額いっぱい、あるいは、超えている方が48名という結果でございました。

**副委員長** それは全体、利用されている方の何割くらいになるのでしょうか。

**長寿課長** 例えば、2,500人の要介護認定者だいたしますと、認定者に対する比率といたしましては1.9パーセントくらいです。

失礼いたしました。認定者は2,500人ではなく、現在2,605人でして、1.8パーセントというような状況でございます。認定者に対する比率でございます。

**委員長** ほかにありますか。

ないようですので、議案第12号につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第12号、平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全員一致をもって認めることと決しました。次に進みます。

#### **議案第18号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

**委員長** 議案第18号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**福祉課長** それでは、議案資料の3ページをお願いします。議案第18号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。追加議案です。提案理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令が、平成20年11月1日に交付されました。それによりまして、平成21年1月1日から施行されることに伴いまして必要な改正をするものでございます。2番の概要でございますが、この政令の第2条で、健康保険法施行令の一部改正が定められまして、一部給付金条例で経過措置で引用しております健康保険法施行令の条項を改めるものでございます。3番の新旧対照表でございますが、次のページをお願いいたします。現行は、一番下にあります経過措置の3でございますが、アンダーラインを引いております健康保険法施行令の第42条第2項第3号又は第3項第3号、これは中味は変わりませんが、第42条第3項第3号又は第5項第3号というふうに改めたものでございます。3ページに戻りまして、条例の施行等は、先ほど申し上げましたとおり平成21年1月1日からでございます。以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

**委員長** ただ今説明を受けましたが、委員より質問がありましたらお願いします。

それでは、ないようですので、議案第18号については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第18号塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって認めることと決しました。以上で、福祉事業部関係の審査をひとまず終了といたします。

**長寿課長** 1カ所訂正させていただいてよろしいですか。先ほどの介護保険のシステムの改修費用は1億数千万円というふうに申し上げましたが、6億5,000万円余の訂正でございまして、訂正させていただきますのでよろしくをお願いします。

**柴田博委員** そうすると、単純に割った額も変わるということですか。

**長寿課長** 割った額は覚えておりまして、正しい額でございましてよろしくお願いいいたします。

**委員長** ほかにはよろしいですか。それでは、若干早めではありますが入れ替えもありますので、ここで10分間の休憩をいたしまして、職員の入替えをお願いいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

**委員長** それでは、おそろいですので休憩を解いて再開いたします。次に子ども事業部関係の審査を行います。審査に入ります前に10月で異動になりました職員の自己紹介をお願いいたします。

〔職員自己紹介〕

**議案第11号** 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳出3款民生費(1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費4項都市計画費2目公園管理費、10款教育費

**委員長** それでは審議に入ります。議案第11号を議題とし、子ども教育部に關係する部分の審査を行います。説明を求めます。

**子ども課長** それでは、29ページ、30ページからお願いいたします。3款民生費2項児童福祉費中2目児童運営費でございますけれども、説明欄の一番上の白丸、保育所運営費の中で、5番目の中点に電力使用量、およびその下に上下水道使用料がございます。それぞれ、節減に努めてきておりますけれども、見込まれます不足分について、ここで追加をお願いするものでございますのでお願いします。

その下、保育所施設改善事業でございます。こちらにつきましては、大門保育園ですけれども、水道の漏水が見つかったものですから、そちらの修理をさせていただくものでございますのでよろしくをお願いします。なお、保育所の関係で、関連で少しお話をさせていただきますけれども、保育園給食の調理業務委託に関しまして、今年度内に契約をしてから、新年度に業務を開始するために、この補正第3号で債務負担行為の追加をお願いしております。本委員会の付託案件ではございませんけれども、関係分でございますので、説明のみさせていただきますのでよろしくをお願いします。

資料、戻っていただきまして5ページをお開きいただきたいと思います。第2表が追加する債務負担行為でござ

います。表中2番目の日の出保育園、その下の広丘西保育園、1つ飛びまして櫛川保育園、こちらの3園につきましては、同一業者への業務委託が本年度で3年を経過するということから、また、4番目の広丘南保育園につきましては、来年度から業務委託へ移行を計画しておりますので、それぞれ、今年度内に競争入札によって委託業者を決定いたしまして、来年度からの業務委託契約を締結するために、ここで債務負担行為の追加をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。

資料の30ページに戻っていただきます。こちらは、人件費と燃料費の関係分でございますのでよろしくお願いいたします。

**家庭教育室長** 続きまして、同じページになりますが、29、30ページになります。4目の家庭教育支援費中の相談員報酬でございますけれども、教育費との関係がございますので、そちらの説明でかえさせていただきますと思います。

申し訳ございません。特別教育費ということですので、29、30ページの4目の家庭教育支援費の相談員報酬でございますが、資料の51、52ページの教育費中の事務局費のまなびサポート事業の教育相談員報酬でございますが、元気っ子応援相談にかかわります相談員さんの報酬の関係で、元気っ子のほうを充実するためということで、教育相談員をまなびサポートへ1名増いたしまして、家庭教育支援費の家庭児童相談員さんの報酬を減額するものでございます。社会保険料についても同様の扱いとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

**教育総務課長** それでは、53、54ページを御覧いただきたいと思います。教育費の関係で、まず、54ページの説明欄の中段でございます、小学校英語活動サポート事業についてでございます。この中の3つ目の黒ぼつ、講師謝礼についてでございます。これにつきましては、歳入でも13万円の増額歳入を計上させていただいているところでございますけれども、国際理解活動にかかわる推進事業委託金として、県より13万円の増額がまいります。これに基づく講師謝礼の増額でございます。

続きまして、次の白丸でございます。教育振興扶助費でございます。準要保護、要保護にかかわるこどもたちへの支援ということで計上させていただいている部分でございますけれども、本年度4月から、給食費が、小学校におきましては260円が280円ということになっております。主な要因としまして、この増額分で就学援助費としまして83万6,000円でございます。また、特殊教育就学奨励費としまして、9万円の増額ということでございますのでよろしくお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、中段になります。説明欄の白丸の上から3つ目でございます。教育振興扶助費、これは中学校にかかわる部分でございます、同様の部分でございます。金額につきましては、給食費が今まで300円であったものが320円に増額になった、また、人数がふえてきたということにおける増額分でございますのでよろしくお願いいたします。以上です。

**こども課長** 同じページの一番下をお願いいたします。4項幼稚園費の関係でございますけれども、私立幼稚園就園奨励費補助金25万4,000円の追加をお願いするものでございます。保護者の所得等の階層、また、保育単価に応じた補助をしましてまいりますものですのでよろしくお願いいたします。以上です。

**委員長** 失礼しました。それでは、今、こども教育部の関係の説明をしていただきました。その関係につきまして質問がありましたらお願いします。

**古厩圭吾委員** 30ページの保育所運営費にかかわる部分で、先ほど説明があったのですけれども、それぞれ増額になっている部分は、量的に、当初見込みよりもふえたということなのか、単価的なのか、そのへんの内容はどういうことですか。

**こども課長** 先ほども節減に努めているというふうなこともございましたけれども、使用量の増に伴うものでございます。

**古厩圭吾委員** 使用料の量は、どちらもしょうだが、要するに、いわゆる量なのか、単価なのかという面で、どうということですか。

**こども課長** 電力使用料につきましては、いわゆる電力を使った量の補助でございますし、水道料につきましても水量の量でございます。

**古厩圭吾委員** そうすると、単価ではないということですね。そういう場合に、量的にこれだけの差が出るような当初見込みなのか、どうなのか、あるいは、その要因というものが何かあるのか、そのへんはどうなのか。

**こども課長** 電力使用料につきましては、1つには、保育園が新しくなっまいりまして、その部分で、これまで新設の保育園につきましては、余分に電気料を見ているところでございますけれども、若干、それを上回る形で使用料がふえてしまったというものでございます。主な要因は、未満児室の床暖房、あるいは、空調設備等による使用量の増というふうに考えております。水道使用料につきましては、その下に修繕をお願いしておりますけれども、漏水関係で、水道局とも話をいたしまして、漏水部分では、1カ月分、減免をいただきますけれども、その減免も修繕が条件になります。ここで、早期に修繕をしたいものでございますのでよろしく願います。

**古厩圭吾委員** それぞれ理由があるのだろうけれども、これは、一般家庭の例から見てもそうなのだが、量的な部分というのは、そうはいっても、いろいろな折り込みで、ことしはどのくらいいるのかとか、そういうことはどこでも見込んで、そんなに大きいぶれが、単価が特別上がったといえば話は別なのだけれども、そういう感覚で当初予算も考えていかないと、途中から補正して、どうせ補正をすれば認めてくれるだろうでは少し違うのではないかと思いますから、今後、お気を付けいただきたいと思います。

**中野長勲委員** 関連で、この燃料、電力使用料、上下水道料の説明を聞いたのですが、燃料費については、だいたい不透明なところがあるわけで、先ほどの説明では、現在の単価については、昨年と比べて下がっているということをおっしゃいましたが、これも、これから先、今現在、下がっているのだから、こういう補正の仕方があるのかなと思うのだけれど、どうでしょうか。

**こども課長** 燃料費につきましては、価格の動向は、今、おっしゃるとおりの動向になっているわけです。あくまでも、これは年度末に向かった使用量を見込む中で、見合う単価を想定して、今回、補正をお願いしております。燃料費の単価につきましては、現在、急落してきておりますけれども、実は、今後の状況という部分では不透明な部分があるかと思えます。ここで補正をお願いしている金額につきましては、必要最小限ということをお願いしておりますので、当然、おっしゃるような価格の変動があれば、先にいって変わってまいりますが、形としては、予算の計上の仕方でも補正をお願いしているということでございますのでお願いしたいと思います。

**中野長勲委員** こういった補正にしても、契約にしてもなのだが、やはり燃料は大変だと思います、最近の動向については、でも、先ほどの説明では、契約したときには前年度に比べて高かったと言っておられたけれど、当時、契約というと、4月の契約なのだけれど、4月から9月はずっと灯油を使わない時期で、これから、いよいよ需要期になってきて使うようになってきているわけだが、その中で、契約したときの価格よりも、今現在、下がっているという説明を聞いたものですから、どこを見ても燃料費の補正は組まれております。こういったものはどうかということなのだけれど、今も同じような値段であれば良いのだけれど、もうすでに去年の価格を割っている、契約時の価格を割っているというような説明の中で、少しおかしいのではないかという感じがするのだけれど。

**副市長** 全体的ということもございますので、私のほうから。石油類の燃料購入価格につきましては、プロパンも含めて会計で担当しております、市場の価格が下がれば、早くやりますし、逆の場合には、それなりに対応させてもらっておりますので、11月からずっとこのところ下落傾向が続いておりますので、それに対応させてもらいまして、今も、12月15日現在で、例えば、レギュラーガソリンだと、今まで118円で入れたものを113円にしますという格好を取らせてもらっています。そういうことで、なるべく安い価格で入れるような努力をしております。ただ、予算編成時点では、一番、下落が始まる時点でありましたので、大変申し訳ございませんけれども、その時点で3月の見込みをしてございますので、予算をお認めいただいても、これを全部消化するということではなく、引き続き節減に努めてまいりたいと思いますので、そのようなことで、ぜひ、御理解をいただきたいと思います。

**中野長勲委員** わかっております。でも、灯油については、時期、陽気によって、だいぶ差があるし、使用量にも差があるし、また、寒さにより、寒さが強ければ値段も強くなるというような感じになります。この補正についても、私が言いたいのは、契約したときには高かった、でも、今現在は、これから需要期になるのに、契約したときよりも安い単価ということだったものですから、こうやってずっとみると、ほとんど燃料は補正追加になっています。そのようなところを少しお聞きしたかったのですけれども、そうは言っても、石油で暖をとっているのだから、なんとなく寒さに耐えるようなことでなく十分に使っていただければと思っています。

**石井新吾委員** 今の関連になりますけれど、ことは特に値段の変動が激しかったわけですが、基本的には、契約というものは、どのくらいの間隔でやられているのか。

**副市長** 特に、例えば1年とか、そういう金額は出なくて、市場価格が動いていますので、下がってくればすぐ。だから1月の間に2回くらい、例えば、何月何日以降はこの価格にしてくださいということでやっていますので、特に、いつからいつまでという決めではやっておりません。これから入れる価格はこういう価格ですという決め方でやっています。

**石井新吾委員** 一般的には相場、時価の価格で常に購入ができている状況ということで理解してよろしいわけですか。

**副市長** そういう具合に御理解いただいて結構です。

**柴田博委員** 54と56ページの就学援助費のところですが、小学校と中学校の額を比べると、中学校の方がだいぶ多いのですけれど、これは人数の差ということですか。その辺の説明をお願いします。

**教育総務課長** 実は細かな特徴、主な要因につきましては、給食費の増額という部分を御説明したところで

ございます。まず小学校について具体的な数値で申しますと、学用品からはじまりまして通学用品、この該当になる費目でございますけれども、校外活動費、これは宿泊有り無しという部分でございます。また、校外学習の活動費、修学旅行費、給食費、医療費というような項目の中で、この部分をそれぞれ就学の援助費として該当させていただいたところでございますけれども、一番主な要因につきましては給食費ということで先ほど御説明したところでございますけれども、まず小学校費につきましては、一番増額になったのは給食費でございます、78万円足りないというような状況が出てまいりました。またほかの項目の中でも、修学旅行費で足りないとかいう部分がございます、当初見込みの人数よりも多少人数は増えている部分はございますけれども、ふたが開いてみないと、語弊があるお話になるわけでございますけれども、事前申請というわけではございませんので、状況によって数値がだいぶ変動してきてしまっているということで、御理解いただけたらと思います。

**柴田博委員** 小学校、中学校共に就学援助を受けている子供さんの数が分かったら教えてください。

**教育総務課長** 小学校につきましては、現在314人の積算をさせていただいております。なおかつ中学校におきましては170人ということで、今回補正の積算をさせていただいております。

**委員長** ほかにありますか。

**中野長勲委員** 56ページの一番下の私立幼稚園就園奨励費補助金について少し説明してください。

**こども課長** こちらの補助につきましては、市内の子供が幼稚園に行っている場合、その世帯を対象に補助をするものでございます。従って、市内の子供が市外の幼稚園に行っても該当になります。

内容としてはそれぞれの世帯の所得の状況、扶養家族の状況等によって階層を4つに区分しまして、その4区分に対して年額で最高では14万6,200円、一番下の年額でも5万9,200円の補助をするものでございます。

例年、この補助単価、国では改訂をしてきておりまして、本年もおおむね階層によりまして1万円近い改訂がされておりますし、新年度に向かってもそのような予定がされているところでございます。ちなみに本年の対象者は221人、子供の数ですけれども、児童数で221人という状況でございます。以上です。

**中野長勲委員** 私立幼稚園に対する補助金というのは、当初予算でもしておりましたね。

**こども課長** 幼稚園の就園奨励費につきましては、当初は1,780万9,000円ということでお願いしておりました。

**中野長勲委員** では、そのほかにここで新しく補正を組んで、補助金を追加したということですか。

**こども課長** 補助の当初予算につきましては、あくまでも想定される子供の人数とか、これまでの所得階層等の状況を含めて見積もっておりますので、多少なりとも差は当然出てまいりますのでお願いします。

**中野長勲委員** はい、わかりました。

**石井新吾委員** 1点関連でお伺いしたいのですが、今、洗馬小学校のプールを工事していますけれど、進捗状況を少し教えてください。

**教育総務課長** 係長から説明させます。

**教育施設係長** 洗馬小学校のプールにつきましては、現在、工事はコンクリート工事を施行しておりまして、それが終わりましたら、本体の方に入っていきというような感じになっておりますが、どの辺まで詳しく説明

したらよろしいでしょうか。

**教育総務課長** 進捗率でよろしいですか。

**石井新吾委員** はいそうですね。

**教育施設係長** 進捗率につきましては、現在においては20パーセント前後という判断でおりますが、それでよろしいでしょうか。

**石井新吾委員** これから厳寒期に入ってくるわけですが、ほとんどプールの形ができてきているような状況ですが、コンクリート打ち等々、十分に気を付けてやってもらいたいことと、いつ頃完了するか分かりましたら教えてください。

**教育総務課長** まず、コンクリートの関係でございます。これにつきましては昨年度東小学校が、やはり厳冬期を含みながら工事を行ってございます。御存知かと思いますが、温度補正をかけながら練炭等を入れながら、寒冷仕様等々で硬化不適切という形にならないような暖房対策をとっているという状況でございますので、よろしく御理解願います。またこの事業につきましては、本年度事業で行っていくものでございまして、最終的にはこの3月末をもって完了いたしていくという事業で今考えておりますのでよろしくお願い致します。

**委員長** ほかにありますか。

すみません私の方でお願いします。保育所の運営に関係しまして、冒頭で5ページの説明がありましたけれども、給食調理業務委託で新規のところがあるわけですが、その辺は保護者への説明等はどのような状況なのか、またもう少し説明することがあればお願いします。

**こども応援係長** 保護者への説明につきましては、先般ちょうど1週間ほど前になりますけれども、保護者会にお集まりいただきまして、来年度の給食が今の直営から委託になるということは説明をさせていただきました。その中では若干の保護者の中から、内容が変わるのか、あるいは食材はどうなるかという御心配はありましたけれども、基本的に今回の私どもの調理委託というのは、調理する内容のみを委託するのであって、食材については市の栄養士が全て管理をするということで御安心いただいた中で、御質問に対応させていただきました。以上でございます。

**委員長** ほかに質問ありますか。なければ議案第11号について、こども教育部に関係する部分の審査を終了いたします。討論および採決はすべての審査終了後に一括して行います。以上でこども教育部関係の審査を終了いたします。

職員の入れ替えがありますので、暫時休憩といたします。暫時ですのでそのままお願いします。そのまま良いですか。わかりました。

#### 議案第11号平成20年度塩尻市介護保健事業特別会計補正予算(第2号)

**委員長** それでは引き続きまして生涯学習部関係の審査を行います。議案第11号を議題とし、生涯学習部関係の審査を行います。説明を求めます。

**スポーツ振興課長** 一般会計補正予算の47、48ページをお願いいたします。8款土木費4項都市計画費2目公園管理費、その48ページの右下になります。小坂田公園・北部公園管理事務諸経費324万4,00

0円の減の関係でございますが、燃料費は先ほどからでております車等の関係になりますので。次の小坂田公園整備工事、市民プール整備工事について御説明を申し上げます。この2項目共、事業費確定による入札差金の減額ということでございます。小坂田公園の整備工事につきましてはスタジアム工事、市民プール整備工事の関係につきましてははろ過器の改修工事等に係るものでございます。以上です。

**図書館長** 続きまして10款中教育費5項社会教育費4項図書館費の関係でございます。57、58ページをお開きいただきたいと思います。説明の中に大きな丸が3つございます。こちらの上から3つ目図書館事業諸経費の図書館システム構築業務委託料について御説明をさせていただきたいと思います。

新しい図書館が平成22年の春にオープンを予定しております。現在使っているシステムが平成21年でリース切れになりまして、新しいシステムへデータを移行する必要があるございます。新しいシステムにデータを移行する際に、当然少し期間をかけたままデータを移行した時にデータの不具合が生じていないかどうかそれから、様々な動作環境を確認する必要があるございます。新図書館に向けては、来年の秋以降には新しいデータを使っているいろいろなデータの組み込みをしていく必要があるございますので、来年早々には新しいシステムでデータを作り始めまして、準備をしまいたいと考えております。その関係で今回115万5,000円の補正をお願いするものでございます。

ページをめくっていただきまして5ページでございます。債務負担行為の補正でございます。ここに平成21年度の内容といたしまして、2,194万5,000円。今回導入いたします今年度の補正を合わせまして2カ年で新しいシステムを構築してまいりたいという形をお願いをさせていただきたいと思います。以上でございます。

**社会教育課長** 61、62ページをお開きいただきたいと思います。教育費の12目町並み保存推進費でございます。これについて財源内訳を、国庫150万円が入ることによりまして、一般財源を150万円減らしていただくということです。この内容は、歳入のほう、14ページをお開きいただければと思います。14ページに国庫支出金の国庫補助金、7目で教育費国庫補助金としまして、重伝建防災計画策定費補助金として150万円が入ることになりましたので、今回150万円の財源内訳の変更をお願いするものでございます。以上です。

**スポーツ振興課長** 63、64ページをお願いいたします。64ページでございます保健体育総務補助費、全国大会出場交付金30万円についてでございます。第87回全国高校サッカー選手権長野大会におきまして、塩尻市内の高校、武蔵高第二高等学校でございますが、全国大会へ出場するという事で、非常に喜ばしい結果になりました。市といたしましてもこの全国大会に向けて激励という形で、交付金の形をとりまして30万円支出をし、塩尻市の名前を全国にとどろかせていただきながら活躍して欲しいということで交付をさせていただきたいということで、今回補正に増額ということで提示をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。以上でございます。

**委員長** それでは説明を受けましたが、委員より質問がありましたらお願いします。

**金子勝寿委員** 図書館システムの構築業務委託で、債務負担でも来年2,194万5,000円かかってくるというお話ですが、大体年間のシステム導入に対するメンテナンス料とかはどのような形で、このシステムを導入した場合に来年度以降もしくは再来年度以降はどのくらいの見積りを見ているのか。

**図書館長** 今般システムとして構築してまいりたいと考えておりますのは、従来ほとんどの図書館、今は塩尻もそうですけれども、パッケージ型の図書館システムを使っております。パッケージ型というのは、例えばNECさんとか富士通さんとか日立さんといった大きなメーカーが、図書館のシステム用に開発したものでございます。

今回新たに塩尻で導入したいと考えておりますのは、オープンソースを使ったシステムをカスタマイズしながら運営してまいりたいと考えておまして、先ほど御説明をさせていただきましたように、システムの構築費は今年度の補正額の内容と債務負担として来年組ませていただく2カ年にかかる経費のシステムをみてございます。それ以降平成22年から平成26年にかけて保守等のリース、機器等のリースがでございます。こちらで今想定しておりますのが、だいたい5年間で3,800万円程度の費用を保守、リースの関係で今考えてございます。

ただ、現時点で使っております図書館システムに比べまして、新しい平成22年以降オープンする図書館につきましては、すでに御案内のように新しい付加的なサービスをさせてもらいます。例えばICタグを貼付して防犯をしていく等々の付加的なサービスがありますので、そういう意味では現在使っているシステムよりはかなり高度、高価格にはなっております。ただ、費用的にはかなり軽減した形でやってまいりたいと考えております。

**金子勝寿委員** 例えばNECとか富士通さんを入れた、富士通さんが強いと思うのですけれどもこういうものよりは、どのぐらい、例えばこのオープンソースだとコスト削減になるのか、そこを少し簡単に。

**図書館長** およそ半分くらいを想定しております。

**金子勝寿委員** 半分くらい。ありがとうございました。

**石井新吾委員** また安全安心になりますけれども、先日平出遺跡公園の焼失原因ということで資料をもらったのですけれども、損害賠償等を含めて協議をしていきたいということでもありますけれども、現在どのような状況になっておりますか。お聞かせ願えますか。

**平出博物館長** 資料をお配りしたいと思います。

それでは簡単に説明をさせていただきますが、12月8日に全議員さんへ文書で概略は報告をさせていただきました。その後、警察へ赴きまして、概要を聞いてまいりました。今資料の裏側のところに塩尻警察署の発表内容ということで転記をさせていただきました。これは各報道機関に提出した資料ということでございます。

これによりますと、6月28日の火災につきまして、12月8日の午前11時35分に少年2人を重過失失火罪という罪状で地検松本支部に書類を送致したというものでございます。重過失失火罪というのですが、失火法によりますと、故意または重過失失火がある場合のみ賠償責任を負うというものでございます。普通の失火でありますと、損害賠償責任は負わないというものでございまして、今回の場合は重過失失火罪ということですので、損害賠償責任を問えるというものでございます。

被疑少年につきましては2人でありまして、塩尻市内在住の少年それぞれ17歳の男子ということでございました。火災原因、3番のところでございますが、読ませていただきますが、被疑少年2人は本年6月28日未明、上記復元住居に侵入し、かやを引き抜いて燃やして室内の明かりを取ろうとしたが、かやが引き抜けなかったため、かやの一部を引っ張り出し、かやをライターで焼き切ろうとしたところ、その火が燃え上がり消

し止めることができず、全焼させたものということのようでございます。これにつきまして、これ以上の情報は塩尻警察署からは得ることはできませんでした。

表へ戻っていただきまして、今後の対応のところでございますが、今申し上げましたように重過失失火罪ということで、損害賠償責任を問えるという罪でございます。ただ、被疑者は未成年者でございます、現在被疑者の氏名、住所等、固有名詞での情報を私達は得ておりません。塩尻警察署のほうでも、それを出すことは現時点では難しいということをおっしゃっております。

今後ですけれども、どのような方策が取れるのかということ、十分慎重に検討していきたいと考えております。市の方向としましては、そういった損害賠償責任を負うというような罪でありますので、その辺のところを十分検討していきたいということになります。以上です。

**石井新吾委員** 今回犯人が分かっているということで、保険は下りるわけですか、下りないのですか。

**平出博物館長** 保険の方との話し合いの中では、まず最初に被疑者が分かった場合には、そちらに賠償請求をして欲しいと言われております。まだ12月8日にこれが分かった段階ですので、正式にしっかりと全国市有物件火災共済会と協議をしておりますので、今後どのような方向がとれるかということで協議をしていきたいと考えております。

**古厩圭吾委員** 今の関連で、市としてはなるべく早く改めた家屋を作りたいということで、そのような方法をすでに新聞報道でもされているわけだけれども、今の請求云々ということでやっていて、現実的にその対応を取るのに関わる方法はないのでしょうか。

保険会社は、なるべくならあちらへ請求しましょうという話になると思います、話としては、けれども結果としては、それをやっていて金がどこからも確定しない段階で、どうできるのかという部分に対する不安感が現実にあるわけです。何千万円ということですから。その辺についての見込みはどうなりますか、これから。

**平出博物館長** 一応、来年度予算をしっかりと固める段階までには、保険の方とも話し合いをしたいと思っております。一応保険の方では、賠償責任を取ることができなかった場合には、保険対応だということを聞いておりますので、その辺の見通しにつきましても早急に詰めていきたいと考えております。

**古厩圭吾委員** 結果として滞りがあったり、問題点が長引くようなことにならないように、例えば保険会社が本来なりかわれる部分があるのなら、そのことは行政としてもしっかり指摘をしていただいて、速やかな対応と、裏付けのないことはするわけにいかないでしょうから、その辺も含めてしっかり間違のない対応をお願いしたいと思います。

**委員長** ほかにありますか。

**金子勝寿委員** すみません、関連で、これが保険適用になった場合に、翌年以降の保険料が一般的には上昇したりというケースが考えられるのですが、どの程度か。いろいろ市でも保険会社に入っていますが、このケースの場合はどのような対応が考えられるのか。いわゆるこれを保険適用した場合に、翌年以降必ず上乗せということが出てくるのですが、その辺はどのくらいになるのでしょうか。

**平出博物館長** 保険内容のところ契約金額ということで、2,437万円と記載されておりますので、一応、現時点では、もし損害賠償が無理だったということになれば、この全額が下りると私は判断をしております。ただ、翌年以降にそれが上乗せになるということは不可能だと思いますので、この金額以内というように

考えています。

掛け金につきましては、火災があったからと言って高くなるということはないとらんでいます。

**委員長** 良いですか。ほかにありますか。

それでは、なければこれで全ての質疑が終わりました。一括して討論をいたしますが、ありませんか。議案第11号について。

**古厩圭吾委員** 確認しておきたいのですが、良いですか。この内容を直接というよりも、御説明をいただく段取りの中で、これは議会と行政双方で方向付けをある程度してきて、部単位という方向を出してきているわけですけれども、現実はこの対応をされているいろいろな質問を受ける立場で、この形で、言ってみれば傍聴に今日お見えの市民の皆さんもいらっしゃいますし、我々の立場から見てもそうですけれども、説明がわかりづらくなってきていると。かえってこのことで行政がこういう方向だということを市民の皆さんに納得いただけるには、かえって面倒にしまってきているように受け止められます。多分皆さんも説明しにくいと思う。しばらくしたら部が違ったり担当課が変わってやっていくことが、果たして良いのかという思いについて、一つこれは問題点があるのかなという思いをしました。

分かりやすい方向を求めながらやっているのですけれども、これもある意味では試行錯誤を積み上げる中で決めていくべきことであろうと思いますので、将来に向けては検討することがあるのかなという思いを強くいたしました。行政サイドの皆さんとしても、求めていること、変えていきたいこと、新しい方向性に関わる考え方等々をしっかりと市民に理解していただくために、どのような方法が良いのかということ議会共々に御検討いただくようなきっかけにできれば、今回の審査はそれなりの価値があったのかなとそんな思いをいたしましたので、討論といえるかどうか分かりません。ただ良く分かりやすい方向はこれからとっていくべきであるうということ改めて痛感したという感想的なことを言わせていただいて討論にさせていただきます。

**委員長** その件に関しましては、議会運営委員会の方でも正副委員長を交え話し合ってもおります。議会側としても、またやっていく中で議論をしていきたいと思ひますし、また行政側からも御意見があればお聞きして、より良い方向へ行ければと思ひます。今、御感想も含めた御意見ということでお聞きしておきたいと思ひます。

それでは討論はないということで、議案第11号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第11号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)歳出3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費、10款教育費につきましては、全員一致をもちまして認めることと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案第11号、12号、18号につきましては審査をこれで終了といたします。あとは、議会第3号の審査及び陳情の審査がございすが、引き続きでよろしいですか。

それでは以上で終了した部分の行政の皆様は、これで御退席をお願いいたします。それでは職員の入替えがありますので、5分間の休憩といたします。

暫時休憩で良いですか。まだ担当福祉課が来ないのですが。では、そろったら直ちに始めます。

午前 1 1 時 4 0 分 休憩

午前 1 1 時 4 5 分 再開

### 議会第 3 号 安心の介護サービスの確保を求める意見書

**委員長** それでは、休憩を解いて再開します。議会第 3 号の審査及び陳情 3 件の審査を行います。なお冒頭で申し上げましたが、今回この議会第 3 号と陳情 3 件は介護に関する内容ですので、このような形をとらせていただきました。

まず最初に議会第 3 号につきまして質疑まで行います。続いて陳情の 3 件を質疑まで行い、議会 3 号の採決、続いて陳情 3 件の採決をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

では議会第 3 号安心の介護サービスの確保を求める意見書を議題といたします。事前に文書表が配布されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

それでは朗読を省くということですが、委員より御質問等ありましたらお願ひいたします。提案者に来ていただいていますので、それでは説明をお願いします。

**中村努議員** 別の資料を用意してございますが、配布してもよろしいですか。

**委員長** では、お願ひします。

**中村努議員** すみません、議案の意見書よりもわかりやすいと思いますので、こちらの資料で若干御説明させていただきます。

これは横浜市が、上に書いてある法務省、財務省、厚生労働省に要望書として出した内容でございます。大きく分けて 3 つありますけれども、介護保険施設等における人材確保に対する支援ということと、調整交付金の配分方式の見直し、介護保険料の賦課方式の見直し、この 3 点でございます。

1 点目の介護保険施設等における人材確保に対する支援につきましては、平成 1 8 年の介護報酬改正によって介護報酬が引き下げられてしまった。そのことが現在の人材不足をきたしている。このひし形の中段に書いてありますけれども、ここで求めている内容というのは、人件費等の適正な給与水準の確保、保険料の水準に留意しつつ介護報酬の見直しを行うこと、人材確保のための所要の処置を講じる、こういった内容でございます。

2 番目の調整交付金の配分方式の見直しについてですけれども、これは全国平均的なサービスが受けられるように、財政基盤等弱い所に対して、調整交付金というものが交付されているという現状になっておりますけれども、そのことが逆に第三者評価基準等の制約があって、介護ニーズについては地域的に格差があるにも関わらず、一律のサービスになっているということがございますので、これも 2 枚目の中段の黒ぼつのところでございますが、現在は後期高齢者と低所得者の割合というようなことが基準になるようですけれども、それに保険料の収納状況ですとか介護給付の適正化等の取組状況といったことも指標に加えて、保険者の努力を調整交付金に反映させる仕組みにしてもらいたいという内容でございます。

3 つ目の介護保険料賦課方式の見直しについてですが、この介護保険料は世帯毎の所得によって決められております。本市では 7 段階、基本では 6 段階ですけれども 1 段階ふやして 7 段階になっています。質問等でもあり

ましたけれども、もっと細分化してきめ細やかな保険料の設定をして欲しいということがございます。また、同一世帯の課税状況が変わっただけで、本人負担の保険料が上がってしまうというケースがまま見られるために、世帯単位の所得段階方式から個人単位の所得規定方式へ介護保険料の算定方式を見直すように、政令の改善をして欲しい。こういった内容でございます。

議案のほうへ戻っていただいて、今の3点に加えて3番目に必要な療養病床の確保と認知症対策、地域ケア体系の整備、このような項目が1項目入ってございますので、そのようなことで御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

**委員長** それでは今説明もしていただきましたが、委員より質問等ありましたらお願いします。

**青柳充茂委員** 今の説明の横浜市のものですが、これは大変理解しやすかったというか、わかりやすかったのですが、議案はこちらですよ。少しそれを確認させていただいて、議案の。その前に4番目、4つの点を強く要望するという議案のほうですよ。4番目の介護人材の確保および定着のためとなっているところは、これはまだ提出していただいているわけですけど、このままで良いのですか。介護人材の確保を、は、なくても良いような気がします。介護人材の確保および定着のためで良いような気がするのですが。

**中村努議員** すいません、そこはダブリです。

**青柳充茂委員** では、確保を、のところを取るということで良いですか。

**中村努議員** そうです。

**青柳充茂委員** それは確認できましたので、4番目は介護人材の確保および定着のためということで良いですね。その次に確認させていただきたいことは、このような意見書は塩尻市以外の周辺の市町村には同時に出されているのかどうかということが1つ、それからこの議案については、私はある意味でタイムリーというか、今やる必要があるという意味ではよく理解できるのですけれども、読んでいて少しわかりにくい部分があって、今の説明で非常に何を言いたいのか良くわかったような気がしたのですけれども、介護保険制度としての根幹を維持しつつという、そこを踏まえながら、そこはすごく大事なところだと思うのですが、そこをやりながら次の4点と言われたときに、例えば介護報酬の改定にあたって、1番ですが、適切な引き上げを図ることという、今現在国の社会保障審議会の介護給付費分科会で、具体的にどのようなたたき台が示されてやっているのかということについては、もう少し具体的な話がたぶん示されていると思うので、適切な引き上げというのはどういうことか。言葉ではそのように適切な引き上げと言えるが、例えば塩尻市議会が意見書を出すときに何と言えば良いのかというところが、今いち抽象的というか、わかりにくいと思うのですがどうでしょうか。

2番目の報酬を引き上げるとすることは、必ず保険料の引き上げにつながる、それは社会保険制度というのはそうです。その時に国において特段の措置を行うこととありますが、この特段の措置を行うことというのは、どういうことなのかということ、もう少しわかりやすく言えないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

それと、同じ2番目の中に、市町村ごとの柔軟な決定ができる。先ほどの中にもあるのですが、この辺ももう少し原資の問題も絡んでくるのだけれど、市町村がやる時にやっても良いと市町村が別にお金を出してもっと良い柔軟な制度にするのは構わないのだけれど、それに対しては、国は全然見ないが市町村の自費でやるならいくらでもどうぞということなのか。何を望んでおられるのか少しわかりにくいという感じがするということと、例えば4番目の中でも、人材確保のための緊急支援事業を実施すると共にとあるけれど、この緊急支援事業という

のはどのような中味のことを想定しているのかというのが、少しわかりにくい感じがするということがあります。

雇用管理の改善にしてもそうなのですが、今、国がこのような制度を作って、実際にやるのは市町村であったり、そこは少し広域のものもあるかも知れませんが、後期高齢者医療制度もそうだったのだけれど、環境と  
いいですか、国が作って下ろしてきたものというのは、実際やってみると随分おかしなことがたくさんあるとい  
ったようなことが、たくさんあると思うのですけれど、そういうものに対して本当に塩尻市議会として意見を出  
していくという時に、議会としては何をどのようにして、ここでこういう議論をしてすぐに意見書を出しましょ  
うという感じで、できるものなのかというようなことを少し感じた。

私がそういうことを言うなら、自分で出せという話もあると思うのですが、今の国の現実の進み具合を今は良  
く見ていると、特別どうしてもやらなければいけないということを感じた時には、もちろん言わなくてはいいな  
いのですけれど、私はまだそこまで行っていなかったというのが正直なところで、これを見てもう少し中味をつ  
めて意見書を出した方が良いのではないかという気がして、反論感想を含めて言いたいと思います。以上です。

**委員長** 質問の部分は良いですか。

**青柳充茂委員** 先ほどいくつか言った。前に言った前段のやつです。

**委員長** 提案者の方ですか。

**青柳充茂委員** それともう一つ、せっかくいらっしゃるので、事務局といいますが担当現場で今やっていらし  
て、国の見直し等の現状の進み方を見ていて、どのようなことを思っているかという、そちらがかなり  
重要ではないかという気がするので、もし御担当からお話をうかがえたら。

**委員長** 先に提案者から、お願いします。

**中村努議員** 県内他市の状況については、私の方ではおさえていませんので、事務局で今わかりますか。

**議会事務局次長** 全ての市町村に聞いてはございませんけれども、この陳情に関連する結果を照会したなかで、  
5市ほど確認いたしました。その中では出ておりません。

**青柳充茂委員** ないということですか。

**議会事務局次長** 全部の確認はしていないのですが、聞いた中ではなかったということです。

**青柳充茂委員** どこに聞いたのですか。

**委員長** 5市はどこか。

**議会事務局次長** 松本、岡谷、須坂、大町、上田ということです。それはここ2、3日のうちに陳情を審査し  
た市だったものですから、聞いたということです。

**柴田博委員** これは、提出者にどこに出したか聞いてみたら一番早いでしょう。

**委員長** 今、中村議員がどこに出すかわからないと。わかりますか。

**中村努議員** 私達は議員2人で塩尻市議会に対して提案したので、他の方がどうするかということは知りませ  
ん。

**委員長** ほかに。

**中村努議員** 多岐にわたっておりますので、できれば一問一答でお願いしたいのですが。

全体的な内容として、1つは市内の介護従事者も大変人材不足であるということは、確かな現状でございます。  
本会議の提案理由でも御説明をいたしましたけれども、例えば信州介護専門学校においても、非常に志願者が少

ない。来年度の受験希望者も昼間9人、夜間3人というような現状があるようです。校長先生も各高校を回って、志願者を増やすような努力をされているようなのですが、進路指導の先生が将来夢のある仕事ではないというような指導のされかたを、現状ではどうしてもされてしまっているというようなこともあって、これは待遇の改善をしていかなければ人材も確保できないという実態があるようです。

また、ある施設においてはベッドが空いているのだけれども、その基準を満たす職員を確保できないということで入所できない。その関係で今どのくらいの待機者になっているかわかりませんが、相当な待機者がいるという実態でございます。

今、3パーセントの人件費アップというところまでは決まっているようですけれど、もし行政の方で情報をつかんでいけば、教えていただきたいわけですが、それがどういう形で上がってくるのか。要するに現在はサービスに、医療保険と同じでサービスが点数化されて、それが保険者から事業者を支払われるという形になっております。その3パーセント分が、サービスの点数に加算されていくということで、それを給料に回してくださいという方法だと、どうしても保険料アップということに直結してしまいますし、さらにサービスのトータルの金額というものが変わってきますので、そうなりますと利用者の1割負担というものが上がってきます。

先ほど1.何パーセントということでしたが、利用限度額の方も変えていかないと、めいっぱい使っている方の中には、減らさないと限度額内に収まらないという実態も出てきてしまいますので、そういったところの見直しをしていただきたい。

具体的には、1つの例でありますけれども、施設を運営されている方から直接お伺いした話ですが、必ずそれが人件費にまわるように、人件費に特定した形での支給方法というものを、ぜひ考えて欲しいということもございました。先ほどの横浜の例でいいますと、横浜市は独自に運営補助金としてそれぞれの施設へ補助を出している。要するにサービスの点数を上げるのではなくて、それとは別に施設なり介護事業者の運営費補助、直接補助といった考えもあるのではないかと思います。

3パーセントがどういう形で上がったかということも、もし行政側で現状がわかっている部分がありましたら、教えていただきたいと思っております。すみません。

**委員長** それでは行政側で、青柳委員の質問の件と、もし中村議員の件で関わる点がありましたらお願いをしたいと思っております。

**長寿課長** 介護従事者の離職数が高いということで、人材確保が困難だという形の中で、本年介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律というものも成立しているわけでございます。それに加えまして去る10月30日には、追加経済対策ということで政府与党におきまして、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策という措置のもとに、介護報酬の3パーセントアップが決定されたということの状況でございます。

先ほど来、報酬が上がれば保険料が上がるという形の中でお話がございまして、そうした3パーセントアップ分につきまして、自然増と3パーセントアップの中で、今現在、国が国費を1,200億円投じようということで、その軽減を図ろうとされているわけですが、その1,200億円投入したところで、現在までの第4期を推計する中では、全国平均において4,270円という基準の保険料になるだろうということでございます。

1,200億円投じたことによって、3年間平均いたしますと70円平均して保険料の減額を図るということでは

ございまして、1,200億円中、平成21年度におきまして800億円を投じて3パーセントのアップをゼロに抑えようということで、その翌年は400億円を投じまして半分に抑えよう。そして、3年目はそういうものではなくて3パーセントアップ分の全額が保険料にかかりますということですが、3年間でならずと70円の減額を伴うものだというので、これまでの経過では聞いていますが、ただ、それがどういう形で、平均で投入されるのか、保険料を平均にならすのか、段階で3段階でやるのかといったことは、まだ示されていない状況でございまして、人材確保といった観点では、社会保障審議会の介護給付費分科会の中で、非常に議論が多くされているという状況で、その都度会議内容が公表されていますけれども、その会議内容の結果でありますとか、意見とか出たものをまとめたものを見ましても、非常に取り組まれているということは感じております。

そうした中で保険料アップについては、第1号被保険者についてはそのような形が取られていることと、第2号の被保険者、40歳から64歳の皆さんに対しても、健康保険事業が非常に厳しいところに対しては、やはりアップを少し抑えようということで、全国健康保険者ではないと聞いておりますが、どの程度かということもまだわからない状況ですが、国費が投じられる部分があるということで、その1,200億円の中でもそういうことがされるというような部分も聞いております。

それから、1割分の負担につきましても、報酬が上がりますと第1号被保険者の皆さんは1割負担分でアップするわけですから、当然負担が重くなっていくということですが、サービス給付の内容が上がりますと、当然保険料も上がっていくという中で、負担も応能、応益といった部分で負担増も出てくるのはやむを得ない状況ではないかというふうには考えるところでございます。ただ、そうした幅をできる限り低額に抑えながら、保険料の区分につきましても多段階を図りながら、所得に応じた内容で設定していくというのが、保険者としての努めていかなければいけない内容になると思いますし、おっしゃるように3パーセント上がることによって、限度額を利用している方、すれすれの方が48人ほどいると先ほどもお話しさせていただきましたけれども、それによって、あとは全額個人負担になりますので、非常に負担が重くなるわけですが、そうした分につきましても、現在の介護給付費分科会の中では、そういった限度額についてもこれから検討を加える必要はないかといったことで意見等も出ておりますが、方向性は全くわからない状況でございまして。

一覧表の中にも経営実態調査に基づき、とございますが、経営実態調査に基づきまして今の段階で聞いておりますのは、施設関係につきましても設定がほぼ済んできまして、今、居宅でありますとか地域密着型の方へ実態調査に基づく報酬設定ということで、それぞれの事業区分ごとの見直しが行われているということで、私どもでは、介護給付費分科会での意見の中で、さまざまな議論がされている最中だと理解しているということでございます。説明になっているかどうかわかりませんが、状況はそんなところでございます。

**青柳充茂委員** ありがとうございます。例えば今の3パーセントの経営実態調査に基づきとか、そういう実態調査に基づいてどうして3パーセントと出てきたのかなど、そういう話がほとんどわからない。しかも、どうもこの3パーセントというのは、この分科会から出てきたのではなく、政府から出てきたのでしょうか。何か今の政治は、やったという格好は見せようとするのだけれど、本当に良い改善とか改革、調査に基づいた、それを行うことによってどういうふうに改善されるかということをはっきりと成果がみられるようなことをやっているか。確かにわからない部分もあるので、意見を言わなければいけないということは非常によくわかるのですが、では的確にどういう意見をきちんと塩尻市議会として出していったら良いかということで、少しまだ読んでい

てこれなら良いというふうにはなれないということが、感想ですけど、あるということを申し上げておきたいと思えます。

**委員長** それでは、午前中の審査をこれで終わりにいたしまして、引き続き午後に続きをいたしたいと思えます。それでは、午後1時まで休憩といたします。

午後12時10分 休憩

午後 1時00分 再開

**委員長** 休憩を解いて、再開をいたします。冒頭で委員長が皆さんにお諮りしなかったのでいけなかったのですが、今回の議案、議会第3号につきましては、もちろん議案ですのでそれを一番重視するわけですが、陳情3件も介護についてということで、今回、どれもが介護だったということで、どれもが意見書というような内容だったので、隣同士で審査をし、それから、質疑までを先にやってから、議会第3号をまず優先して採決をし、また、陳情についてもそれぞれ採決をするという方法でということ、冒頭で申し上げたわけなのですが、ここで委員の皆さんにお諮りをしたいと思います。その前に、事務局に少し確認したいのですけれど、委員会条例といったことで、もし私が冒頭言ったような方法をとった場合に、反するかどうかという、その辺を。

**議会事務局次長** 委員会条例第16条でございますけれど、表決について記載がございます。朗読いたしますが、委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる、という、これは多数決ということで受け取めいたしております。それ以外の表決の方法については特にうたってございませんけれども、従来の例でいきますと、委員長さんに議事整理権がございますので、その決定になろうかと思えますが、他のいろいろな方法があった場合には、審査方法についてやはり委員会の中で、多数決でお決めいただいているというようなことでございます。

**委員長** 議会第3号はもちろん優先ということは思っているわけなのですが、委員の皆さんにお諮りをいたしたいと思えますが、冒頭委員長が言いましたような方法で進めることについて、御意見ををお願いします。

**金子勝寿委員** 簡単に説明してもらいたいののですけれど、もう一度、どういう進め方をするのか。

**委員長** まず、議会第3号につきまして質疑まで行い、そして、それが終わりましたら、陳情が3件ありまして、同じ介護につきまして、内容が意見書を求めるものですので、その3号につきまして質疑を行う。それが終わりましたら、議会第3号にもう一度戻りまして、議会第3号について討論、あるいは採決をし、意見書についてどうするかについてまず諮り、それが終了しましたら、陳情の3件についてそれぞれ1つずつ採決を行う、というのが、委員長が冒頭で言った進め方ですが、いかがいたしますか。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、今回は、こういうことで議員提出議案と陳情3件が最後ということだったという点を加味しまして、冒頭申し上げたとおりの方法で、当12月議会は進めさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、午前中に続きまして、議会第3号の内容につきまして、質疑を引き続き行いたいと思えますので、お願いいたします。

**柴田博委員** 午前中いろいろな意見が出ておりましたが、私は、市議会として意見書を国に上げるという場合

に、個々の問題についてあまり細かいところまで、やはり言及できないと思います。例えば、介護報酬の3パーセントにしても、それが3パーセントが良いのか、5パーセントが良いのかわからないし、それから、その使い方についてもどういうふうにしるという意見書は、議会として出す意見書では難しいのではないかと思いますので、現在の介護保険制度の中味を見たときに問題がありと、ここはこういうふうに改善したほうが良いのではないかと、そういう方向の意見書を出す、そういう方向の意見書で良いのではないかと思いますので、項目が良い、悪いは別にして、ここに書いてあるような書き方で、私は良いのではないかと、いうふうに思っています。あえてそれに、今、委員長から進め方のお話がありましたけれど、陳情のほうに出ている項目について、陳情事項についても、この4項目と同じものもありますし、この中には入っていないものもあるわけですが、できたら、塩尻市議会として介護保険についての意見書を出すということになるわけだと思いますので、出来たら、中味的には1つのものにして出して出したほうが良いのではないかと、私は思います。以上です。

**青柳充茂委員** 私もいろいろ申し上げましたけれど、今のような柴田委員の提案というものは、基本的には了解できます。賛成です。

**中野長勲委員** 陳情2、3、4も含めた中で、質問、意見を、ですか。

**委員長** いえ、これはこれで、質問は1回ここまでで閉じまして、次に陳情に移ります。質問につきまして仕切りなおすので、ここは、ここまでの中で。

**中野長勲委員** 1点ですが、今、必要なことですから、柴田委員の言われたような形で、文章は4項目も出ているのだけれど、文章をどうやってまとめればよいかということも1つの問題ではないかと思っています。それで、私は、意見書を上げるべきだと思います。

**委員長** 意見も出ておりますけれど、もしほかになれば、ここでとりあえず質疑は終わらせていただきます。

それでは、ここで議会第3号につきましての質疑を終了とし、いったん止めさせていただきます。次に陳情の3件について質疑を行いたいと思います。あらかじめ配付されておりますので、朗読は省きます。これにつきまして質問等ありましたら、お願いいたします。

**中野長勲委員** これはそこら中に出ているのですか、県内19市町の中で、陳情書がどこに出ているのか。

**委員長** 提出されている市だけで良いですか。事務局、お願いいたします。

**議会事務局次長** 今回、平成20年12月16日現在で調べさせていただきましたところ、一番最初の人頭割はふさわしくないという部分につきましては17市が受理しております。抜本的改善を求めるとい部分につきましては16市、一番最後の処遇の改善を求め部分につきましては17市が受理を、それぞれしております。

**中野長勲委員** 審査の済んでいるところはあるですか。

**議会事務局次長** 結果についてお知らせいたします。最初の部分、1番目のものにつきましては、趣旨採択が4市、採択が7市、意見書を提出したところが1市、審査前が5市。2番目の抜本的改善を求めるとい部分につきましては、趣旨採択が6市、採択が4市、意見書が4市、審査前が3市です。最後の処遇の改善を求めるとい部分につきましては、採択が2市、趣旨採択が6市、趣旨採択で一部含めるが6市です。不採択が1市、意見書が6市、審査前が5市となっております。

**委員長** 継続については、継続審査というところはあるですか。

**議会事務局次長** 申し訳ありません。一番最初の所得比例中心に変更することを求める部分につきましては、

継続が1市と、2番目につきましては継続が2市、最後の処遇改善を求めるにつきましては継続が2市になっております。

**委員長** 次長のほうで各市に少し問い合わせさせていただいて、3本出ているので、取りまとめでというようなところがあったと思うのですが、お願いします。

**議会事務局次長** すべての市に聞いてあるわけではないのですが、聞いた中では、須崎市と大町市ですが、ここは議員提案の意見書は出ておりません。単独の陳情だけの審査の中で、抜本的改善を求める陳情と処遇改善を求める陳情につきましては、双方とも一部採択あるいは趣旨採択にしまして、2本を1本にまとめた意見書の提出という形になっています。以上です。

**委員長** 陳情の内容について、何か御質問等ありましたら、お願いします。少しずつ聞いていったほうが良いですか。

陳情20年12月第1号社会保険料に人头割はふさわしくない、所得割重視の国保税(料)を求める陳情につきまして、何か御質問等ありましたら、お願いします。

すみません、陳情12月第2号社会保険料に人头割はふさわしくない、介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

**中野長勲委員** 陳情第2号は、今、理解したのだけれど、3号を見ていくと、3号の介護保険料の抜本的改善、これがメインではないかと思うのだけれど。これをかがみにして陳情事項を作れば良いかなという感じはしますけれど。

**委員長** 意見書をということですか。

**中野長勲委員** 意見書というものは、我々が議会でも出すのだから、これも出さないというわけにはいかないのではないかという感じがするのだけれど、議会第2号についても。

**委員長** 少しお諮りしたいのですが、議員提案のほうでも意見書ということでもず出ています。そして、陳情も3つ介護に関係しまして出ておりますが、例えば、今回こういう審査の仕方をしたのも、同じ1つの議会として内容の違う意見書を2つ、介護に関係したことで出すということが、やはり少しちぐはぐではないかというようなこともありまして、審査の仕方をこのようにしたのですけれど。中野委員の意見として、全部加味した中でこの12月第3号を一番基本にというのは、それはそれで1つの意見だと思うので。

**中野長勲委員** まとまれば、議会第3号の議会提案も一緒にこの陳情の中で1本にまとめたほうが良いのではないかと思う。

**委員長** 市議会としてまとめていく中には、この12月第3号の陳情の中味を盛り込むような意見書を上げるということでもよろしいですか。

**中野長勲委員** そうです。

**委員長** これを盛り込んでほしいという中野委員の意見。とりあえず、質問がありましたら、4号まで全部含めて。行政側の担当もいますので、陳情3件につきまして。

**副委員長** 少し疑問なのですが、陳情3号の項目の で、利用者のサービス利用制限を取り止めという、この点ですが、今、一応点数制度でサービス限度額を決めた中で制度としては運営されているのですが、もしこの利用制度を取り止めた場合に、介護保険制度が成り立つのかどうかという、介護従事者も不足していて、なおかつ

高齢化社会にどんどん、どんどんなっていく中で、この文章に少し不安が残るわけですが、行政の方の御意見をお聞きしてもよろしいですか。

**長寿課長** 利用限度額の考え方につきましては、先ほども申し上げましたけれど、プランを立てる中では、限度額の範囲の中で必要なサービスを必要なときに受けるという正しい給付を、ということが考えられるわけですが、中には、それを超えてしまう方が現実に出ている部分もございますが、原則的にはそういった考え方をもつことが必要だというふうに、限度額の範囲で行うことは必要ではないかと思えます。

ただ、先ほどの介護保険給付費分科会の中でも、3パーセントのアップということの中では、負担が上がってそれを超えてしまう方がいるということの部分はあるということで、検討は必要だということでされておりますので、先ほども申し上げて、くどいようですが、方向性はまだわかっておりませんが、原則的にはこの限度額の範囲の中で利用されているのですけれど、単価が上がっていくとある程度見直しするというのも必要ではないかということは保険者としても、全額個人負担になるという中では検討が加えられるということも必要ではないかと思えますけれど。ただ、そうかと言って、介護保険制度を持続可能なものとしていくという中には、必要なサービスをふんだんに受けるのではなくて、必要なサービスを必要なときに受けるという考え方も、被保険者としてもとらえていただきたいということもあります。2通りの中でどちらをということも非常に難しい判断ではないかというふうに思えます。今後、報酬が改定されてアップするという方向の中では、当然議論されるべきことだと思えますけれども、そんな状況であると思えます。

**古厩圭吾委員** 陳情の2号から4号までの中で、それぞれの御提言の中で矛盾している点というようなことを、担当者の目から見た場合に感じるような部分があったら、御指摘いただいたり、あるいは、双方が並立することの難しさを感じているような点があったら、説明して欲しい。

**長寿課長** 例えば、今の利用制限を取り止めというような形の部分と、例えば3番の介護報酬を引き上げることという中では、介護報酬を上げますと給付費の額というものは上がっていくものですから、保険料にも公費負担の分にも当然跳ね返ってくるようになるかと思えます。そうした中では、現在、半分を保険料で、半分を公費でという考え方で設定されているのですが、そうした中では、被保険者の保険料がそれ以上上がらないということにつながるためには、この仕組み自体も検討を加えられていく時期がやがて来るのかなという気がしますし、同じ制度のままですべてをやっていくということは出来ないのではないかと。検討を加えながら、財源をどのようにしていくかという工夫が図られていくべきだと思いますので、実際、こうした中で同じ提案されていくと矛盾した面はどうしても現れると思えます。以上、そんなところです。

**副委員長** 今の矛盾のところに関連してですけど、4番も過去2回介護保険制度が改定されていて、そのとき2回とも介護報酬を下げていますね。それで、下げたにもかかわらず、高齢化社会と介護を必要とする人がふえてきたということで、保険料も上がってしまったという経過の中で、この部分も引き下げると、介護報酬の待遇改善にはつながらなくなってしまうので、少しこも矛盾かなと思うのですけれど、いかがですか。

**長寿課長** 過去、2期目のときには2パーセントが下げられ、2.3パーセントでしたか。3期目のときに2.4パーセントが引き下げられたというのは、介護保険給付費分科会の中でそれぞれの事業区分で収支差率を出しまして、黒字のところが多かったわけです。事業所によっては非常に資金が留保できたという中では、国において報酬を下げてても良いのではないかとということで、黒字の事業について特に報酬が下がってきたという、

その下がった中で、それまでにもある程度一定の報酬が介護従事者に確保されていれば、下がってもそれほど介護報酬に影響はなかったのしょうけれど、介護報酬自体がそれほど高くないレベルのところでは黒字を出していた中で介護報酬が下がってきたということで、処遇が落ちてしまったということが現れてきたと思います。

3期にもまた同じくそれがあったものですから、事業者として黒字を出すにはやはり人件費が、非常に率が高い事業でございますから、例えば、訪問介護事業というものは9割分くらいは人件費が占める割合です。デイサービスなどにおきましても7割とか、人件費区分が非常に高い事業なものですから、もろに人件費にかぶってしまったというようなことが現れてきたのかなという気がいたします。

そこで、人材確保という面での緊急対策として国が3パーセントアップを出してきたのですが、ただ、介護保険給付費分科会は来期の報酬の設定は平成20年10月30日から始まったのです。平成20年10月30日に始まったその日に、政府与党が追加経済対策だということで急に発表したものですから、諮問を受けている分科会では、その3パーセントはどこから出てきた根拠なのだというようなことで、この3パーセント自体も議論された結果の中ではないというようなことも言われていまして、焼け石に水だというようなことも言われている部分もありまして、今後、報酬を考えていく中では、4番にもありますが、公費での負担でありますとか、保険料の負担とかいったものの仕組みをどうしていくかということが、今後の課題になってくると思います。第4期については、今の状況で進んでいくと思われるのですが、その後の中で持続可能なものとしていくために十分な論議が国においてされていくのだらうと思いますし、意見としても、今回、平成20年11月の日付で全国知事会でも意見書というようなものを、この介護保険につきまして国に上げて、平成20年11月21日付けで全国知事会などからも上がっている分がございます。そうしたことが、市町村とか県とかの意見が反映されていく中で、国において論議されていくことが今後必要になってくるのではないかと思います。

**柴田博委員** 先ほどの説明の中で3パーセントのアップの件で、国が1,200億円を出すという話ですけど、そういう部分というのは、例えば、先ほど説明のあった保険料50パーセント、公費50パーセントという割合とは別の話で、国は余計に金を出すということですよ。

**長寿課長** さきほどの部分はそういう形のものでございます。

**柴田博委員** そういう中で、やはり今介護保険制度の中には、そういうところではいろいろ矛盾もあるし、直さなければいけない点も多いのだと思うのですけれど、すぐには制度を変えることはできないから、当面、例えば先ほど議員提案にもあったし、この陳情にもありますけれど、保険料の決め方などで、例えば今7段階で、塩尻市は例えば8段階、9段階にするということも必要であるし、もっとさらに行ければ、そういう段階は止めてしまって、報酬に比例して保険料も決められるようなシステムにゆくゆくはしていくことも必要だと思うのです。だから、1つ1つこれをやっていけば、確かに、これは良い、これは悪いという話になるのだけれど、全体として今の制度の中味を被保険者にとってより良いものになっていくような方向で改善していくことが必要だということだと思うのです。そういう意味で、例えば、陳情2号のところには陳情事項が1と2と両方あるわけですけど、1のほうは保険者として決められる部分については、ぜひそれをやってくださいと。保険者として決められない、国がやらなければいけないことについては、ぜひ国にやるように意見書をあげてくださいという形ですので、そういうふうな意味も組み入れて、私は、この3本いろいろ出ていますけれど、この委員会の中で、これについてはそのとおりだと思うものについてはまとめて、先の議員提案も含めた形で、1つの意見書にまとめた

ほうが良いのではないかというふうに思います。

**委員長** 方向として、この陳情の部分のものも皆で考える中で、それは議論しなければいけないわけですが、もし取り入れられるものがあれば、議員提案のほうの意見書の案にも加味したり、向こうも議論を尊重していくわけですが、1本でという御意見ですが、その点についてはそれでよろしいわけでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** もちろん全部良いとかいうのではなく、1つ1つについて御意見をいただいて、検討はしますけれど、ほかにこの陳情の中で何か質問は、もうよろしいですか。ほかにあれば、ないですか。

**議会議務局次長** 少し確認だけさせていただきたいと思いますけれど、今回同じような内容で議員提案の議案と陳情が3件出ておりますけれど、これは重みといいますか、あくまでも議案のほうが、住民の単位よりも重みがかかるに違いますので、議会のルールとしまして議案をまず先に議決を下さいというルールがございます。そういうことがございますので、もし仮に今、この4本、意見書と陳情3本の4本を同列で審査するのではなくて、まず議員提出議案のほうが最重要になりますので、これについて、例えば先ほどの陳情の部分から取り入れる部分があるかどうかという形になるかと思っておりますので、同列での審査ということはありませんので、御確認いただけますか。

**委員長** この陳情の3件につきましてこれ以上質問というものがないければ、最初に戻りまして議会第3号のほうを御意見をいただき、採決あるいは意見書について審査をいたしたいのですが、陳情についてはよろしいですね。それでは、陳情の12月第2号、第3号、第4号につきましての質疑を終わりにします。

それでは、議会第3号に戻らせていただきますが、こちらにつきまして御意見をいただきたいと思っております。

**副委員長** 意見書の ですが、先ほど青柳委員よりも市町村ごとの柔軟な決定のところ、少し言葉がいまいちというような御意見があったと思うのですが、そこで先ほど柴田委員のほうからおっしゃった国の設定では6段階だけれども、本市は現在7段階、それをさらにもっと拡大をしてほしいというような言葉遣いに替えるとさらにわかりやすい内容にはなると思うのですが、でも、そんなふうにしてしまうと、区分だけにかかわってしまうので、すみません、取り消します。区分に限らず、もっと柔軟な、もっともっと広い意味ですので、そのことも含めて、もっと市町村でそれぞれ柔軟な対応ということなのです。すみません、取り消します。

**古厩圭吾委員** 率直に言えば、ある種の双方あい立たないものを並立していきたいという思いがあるわけです。それで、どちらにウェイトを置けるかという話を、どちらかを強調すればどちらかが困ったものだという話に必ずなるのですね、この難しさは。ただし、思いとしてはその辺のバランスも考えながら、しかし今の状態で良いとは、どなたも感じていないだろうから、そういうことを結果としてこの意見書の中へ表現すると、ある種の玉虫色に見えそうな雰囲気にならざるを得ないのかなとも思うのだけれども、で、先ほど審査を繰り返した陳情の文面にしても、言っていることはそれぞれの思いをどこを強調するかであって、双方が並び立たなくても結果としては、国もなるべく支援して欲しいし、そうかと言って、保険料はなるべく少なく、しかしサービス対象はしっかり充実してほしいという、この辺が本音だと思うので。その辺をすべて生かすとしたら、最終的に考えてもらうのは、国がその辺を斟酌してもらわないと、表現ではどうにもならないと思う。地域の保険者もそれぞれ自分たちとして出来ることは皆しているのですね、その範囲内で。だから、なるべく保険料は上げないで、なる

べく国から支援をたくさんもらって、対象の皆さんにはぜひサービスを充実させていきたいという。その辺で、どこかを強調しすぎると、結果的には難しくなってしまうという指摘につながりかねないという危うさもあるので、そうすると、結果的にはこういうある種のあいまいな含みの意見書にならざるを得ないのかなという感じに行きそうな雰囲気になってしまう。

**青柳充茂委員** 意見だから、案がまとまらないとわからないのです。少し確認でも良いですか。この議会第3号は議案ですね。これについて、例えば修正案を出して、修正して可決するのか。それとも、例えばこれでは不十分だという場合の話ですけれど、これが例えば不十分であるが故に可決はできませんとやって、別の、例えば先ほどの陳情のことも入れたりして、意見書については福祉教育委員会として、委員長名でということだと思えますが、新たに意見書の案を作って出して、それをやっていくというのか、進め方としてはどういうふうになるのですか。

**委員長** 以前の議会でやはり出された中で、形を変えてというものがあつたと思うのですが、次長のほうで。

**議会事務局次長** 今の青柳委員さんが言われた方法は、議会のやり方、審議の方法としては双方とも可能かと思えます。今おっしゃられました修正の関係でございますけれど、たまたま去年の6月議会で中村議員さんから異常気象に関する意見書が出されました。総務環境委員会で審査をしまして、そのなかの事項ということで、特に海岸線云々ではなくて、やはり森林に関する事項を入れたほうが良いということで委員会の中で修正案が出されて、採決の結果、それが可決になりました。そのことによりまして、最終日に本会議に委員会としての修正案を配付させていただいて、審査の方法としては委員長の審査報告の中で、このような形で修正案を議決したという報告をいただいて最終的に議決をしたという流れになっております。

**委員長** 過去にそういうこともあるということですね。

**青柳充茂委員** 今のを参考にしながらどういうふうにやっていくかということは、ここで決めれば良いということと思えますけれど。

**委員長** そうすると、この原文のままでない場合は、すべて修正案になるということなのでしょうか。

**議会事務局次長** この趣旨のこと、あるいは要望の項目等、内容を変える場合には修正案ということで、先ほど言いました委員会としての修正案と、裏に对比として、修正前、修正後という対比表を出すという形になります。なお、先ほど冒頭ありました4番の確保をとということがダブっているということがございましたけれど、こちらにつきましては、意思においては特に影響しませんので、文章の議長一任という中で訂正をさせていただきたいと考えております。

**委員長** 字句の間違いについては訂正。

この議会第3号につきまして、まず御意見を申し上げます。

**柴田博委員** 議員提案のほうの中味で決めていくということには賛成です。ただし、陳情のほうの中味についても入れたほうが良いものがあれば、それを入れて修正をするというふうにしたほうが良いかなと思います。例えば、先ほど私もいいましたけれど、段階区分をふやすということについては市で決められることなので、これは、基本的には国に対する意見書だから、それについては市の中で別にやれば良いことであるから、それは入れなくて良いかなというふうに思います。塩尻市でそういう方向になっているということも含めて、そう思いますし、それから、例えば、介護報酬については、議員提案の中では、前の文章の中には報酬を引き上げてほしいと

いう趣旨が書かれていますけれど、項目の中にはそういうものが入っていないようですので、例えば、2の前に介護報酬を引き上げるといふような形で一言入れて、その引き上げがさらに保険料につながらないように特別な措置をしてほしいといふような形で直したらどうかというふうに、私は思いました。

**委員長** この2の介護報酬の引き上げの前に。まず、介護報酬の引き上げといふような。

**青柳充茂委員** 介護報酬の適切な引き上げを図ることとある。

**柴田博委員** それで入っているといふふうに判断すれば、それで良いけれど。

**古厩圭吾委員** 先ほども言ったが、もう少しこの文章を考えて、要するに、報酬の引き上げということをもう少しははっきりうたった上で、あとを言うほうがわかりやすいですね、確かに。と、思います。

**委員長** 皆さんの御意見を聞く中で、まず、この議員提案のほうはおおむね良いということなので、これを基本にして、追加するにしてもそれを1つ1つ皆で検討します。言い方によっては、もう既に入っていると見るか、見ないかという。

**古厩圭吾委員** そのようにあいまいに両方に取れるような表現は、なるべく避けたほうが良いのだから、例えば、今言っているように介護報酬の引き上げということがまず原点にあって、そうする場合にはというものが次に出てくるとしたら、その辺ははっきり含めたほうが良いと思う。これは、頭から最後まで1文できてしまっているの、どこが強調されるのかわかりにくいと言われれば、わかりにくいかもしれない。だから、その辺を少し検討したほうが良いのではないか。

**委員長** 修正案を出すと、この場合の採決はどういうふうになるのか。

**議会事務局次長** 採決をとる場合には、しっかりした文面を作ってください、これで出したいがよろしいかという採決になるかと思います。先ほどのお話の中で、言われたことがこの中に含まれているのではないかというお話もありましたので、総務環境委員会でやったときにはそういう意見も出していただいて、そのときに提出者の方にも、そういうことで整合性について若干意見を聞きながら調整をしたといふような経過がございます。

**委員長** それぞれもう1回意見を出していただけたらと思いますけれど。柴田委員は、今言ったように段階の区分について、他市の中で出来るからということと、もう1つ言ったのは、この1の引き上げということに入るかということ、皆のほうで意見を言ったのですけれど。

**古厩圭吾委員** まず、例えば1、2、3、4としたら、1の中でまず強調したい部分はこうだと。その場合に、こういうことに留意してほしいとか、こういうことはこうしてほしいということ、そのあとに付け加える形をとったほうが、まず何を言いたいのかということがわかるような文章にしてくれたほうが、訴える力があるのではないかと、私は思います。ですから、それぞれ、これを基本にするとしたら、そういう思いでやっていただければ一番良い。文章は、あまり長いと、点だけで結んでいくと、ついては何ですか、という話になりかねないので、例えば、報酬は適切に引き上げることであれば、それをまずうたっておいて、その場合にはこういうことに留意してほしいということ、付け加えたほうが、わかりやすくなるのではないかと、私は思います。

**委員長** そういうものをまずそれぞれ出してもらっておいたほうが、まとめられるかなと思ったのですけれど。

**古厩圭吾委員** 委員長がいらっしゃることだし、偉いさんもいるし、事務局もしっかりしているのだから、そちらである程度やってくれば良いのではないかと。

**委員長** 陳情のこの部分をどうしても入れてほしいとか、入れてほしくないとか、そういうところがかみ合わ

ないと。

**中野長勲委員** 先ほどもらった横浜市の参考資料も含めた中で、入れてもらえば良いです。言っていることはばらばらだけれど、書くのは一緒だから。

**委員長** 書くのは一緒だけれど、こうばらばらなものを。1回やってダメだったら、もう1回やりますか。良いですか。

では、2時まで休憩とします。

午後 1時50分 休憩

---

午後 2時00分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。

ただ今、修正案の文章を配布いたしましたけれど、まず、議員の皆さんの中で御意見をお願いいたします。その前に、どこの部分を直したのかにつきまして、事務局のほうで。

**議会事務局庶務係長** 説明させていただきます。先ほどの意見書のなかの1番、アンダーラインの引いてあるところなのですが、適切に介護報酬を引き上げること、この部分が訂正となっております。あと、3番の部分は全部を訂正させていただきまして、介護保険への国の負担割合を引き上げ、引き上げ分は普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村に重点的に配分すること。以上2カ所を訂正させていただきました。

**委員長** あと4番は。

**議会事務局庶務係長** 申し訳ございません。4番も訂正がございます。介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の処遇の改善や福祉、介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、雇用環境の改善に向け実効ある取り組みをすること。この実効ある部分を訂正させていただきました。以上です。

**柴田博委員** 実効のこうが字が違う。

**委員長** 議員の皆さんの中で、何かありますでしょうか。

行政側のほうで、課長など、もし何か気づいた点がありましたら、いかがでしょうか。

**長寿課長** 良いのではないですか。3番の部分もここで。

**委員長** 提案者も来ていますが、提案者のご意見は。

**中村努議員** はい、結構でございますので。

**委員長** それでは、この意見書につきましては、修正したものにつきまして皆さんのほうでお認めいただけるということで、これにつきましては、修正した案につきまして議長に提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議会第3号につきましては、これで終わりといたしまして、陳情3件につきましての討論、採決をいたしたいと思っております。1つずつお聞きしていきます。

全部、一括して。では、御意見を願います。

**古厩圭吾委員** 趣旨採択というようなことで、内容的にはどうですか、趣旨採択で。

**委員長** 3件とも趣旨採択ということですか。ほかの委員の皆さんもそれでよろしいのでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、趣旨採択ということでいたしたいと思います。

以上で、福祉教育委員会に付託されました案件につきましての審査を終了いたします。

#### 継続審議の申し出

**福祉事業部長** 議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中も、福祉、教育、生涯学習行政に関する事項について、継続して審査を受諾していただきますようお願いいたします。

**委員長** ただ今継続審査の申し出がありました。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告及び意見書の案文につきましては、委員長に御一任お願いしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者からごあいさつがあれば、お願いいたします。

#### 理事者あいさつ

**副市長** どうも慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。それぞれ原案どおりお認めをいただきまして、ありがとうございました。委員会中にいただきましたご提案等につきましては、今後の行政の中で反映できるものにつきましては、生かしてまいりたい。そんな具合に考えますので、引き続き御指導をお願いしたいと思います。また、年末年始というようなことで、たいへん議員さん方にとってはお忙しい時季を迎えることになると思います。どうぞ、御健康に御留意されまして、御活躍されますようお願い申し上げます。御礼のあいさつとしたいと思います。

1点、議員さんのほうからこの委員会のやり方等につきまして宿題をいただいておりますので、また庁内で検討させていただきたいと思っております。個人的ですが、9月、12月と花に囲まれた委員会でありまして、たいへん心配りのある委員会だったのかなと思っております。その辺はたいへん良いのかなと思っておりますので、委員会のやり方等につきましては、また庁内で調整させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

**委員長** たいへんお疲れさまでございました。以上をもちまして12月定例会、福祉教育委員会を閉会といたします。たいへん御苦勞様でした。

午後 2時15分 閉会

平成20年12月16日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 丸山 寿子 印